

## 第 9 号議案

府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
<p>（法第243条の2の7第1項の条例で定める額）</p> <p>第3条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額は、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（法第243条の2の7第1項の条例で定める額）</p> <p>第3条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額は、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p>